

韓国農林畜産食品部プレスリリース 2020 年 2 月 10 日付

「家畜伝染病予防法」改正で家畜防疫と農家支援体系が強化されることに期待

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTJGYmJzJTJGbwWFmcmElMkY2OCUyRjMvMjY3OSUyRmFydGNsVmllidy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTN EJTI2cmdzRW5kZGVtdHlM0QlMjZiYnNPcGVuV3JkU2VxJTNEJTI2cmdzQmduZGV TdHlM0QlMjZwYXNzd29yZCUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW4lM0QlMjZyb3clM0QxMC UyNmlzVmllid01pbmUlM0RmYWxzZSUyNnBhZ2UlM0QxJTI2c3JjaFdyZCUzRCUyNg %3D%3D>

農林畜産食品部(長官キム・ヒョンス、以下“農食品部”)は家畜防疫管理体系を強化する改正案が 2020 年 2 月 4 日公布され、3 ヶ月後の 2020 年 5 月 5 日から施行されると明らかにした。

法律改正の主な内容は次のとおり。

□ ASF 発生地域殺処分農家の迅速な経営再開を可能にするための法令整備(第 3 条の 4 第 4 項改正)

○ASF など家畜伝染病が発生する可能性が高い重点防疫管理地域内の農家に対しフェンスなど強化された防疫設備を設けるための義務期限を短縮

- (現行)強化された防疫施設を重点防疫管理地区として指定された日から 1 年以内に備えれば良い⇒ (改正)長官が決める期限まで短縮して備えなければならない

○ (農家支援の強化)家畜の飼養制限にともなう農家への損失支援として‘離農’を具体的に規定し、農家に廃業補償金を支給できる根拠を用意(第 48 条第 1 項第 1 号改正)

○ (緊急措置)防疫上緊急措置が必要な場合、長官が地方自治団体長に飼養制限指示措置可能(第 52 条改正)

□ 疫学調査観指定制度導入(第 13 条)

○国立家畜防疫機関長、市・道支社および市・道家畜防疫機関長が疫学調査官を指定し、国立家畜防疫機関の場で定期的に教育・訓練を実施する

- (現行)国立家畜防疫機関長および市・道家畜防疫機関長が家畜伝染病発生時または発生の恐れがあるときに疫学調査班を編成・活動

→ (改正)国立家畜防疫機関長、市・道支社および市・道家畜防疫機関長が所属公務員、獣医師、医療関係者などをあらかじめ疫学調査官に指定

□ 地方自治団体長の農家防疫点検強化(第 17 条)

○地方自治団体長に、毎年 1 回以上農家の消毒設備や防疫施設など家畜防疫点検実施を義務づける

①(点検結果措置)農家は消毒設備および防疫施設に瑕疵がある、または正常稼動しない場合、直ちに必要な措置をとること

* 地方自治団体長が点検した結果整備・保守など必要な措置を取っていないことが確認された者には 1 千万ウォン以下過怠金処分

②(整備保守命令)地方自治団体長は消毒設備および防疫施設がき損または、正常稼動しない場合、整備・保守命令

* 命令を履行しない者には 1 千万ウォン以下過怠金処分

□ 野生いのししで ASF 発生時、家畜と直接接触などの場合、予防的殺処分命令が可能(第 20 条改正)

○ (現行)家畜での家畜伝染病発生時にだけ予防的殺処分可能

→ (改正)特定媒介体(野生いのしし、野生鳥類)で家畜伝染病発生時、予防的殺処分可能(家畜と直接接触または、接触疑い場合などに限定)

□ 淘汰命令制度移行時の生計安定資金支援

○ASF 発生など緊急時に市長、郡守、区長が淘汰命令ができるように権限を新しく付与(第 21 条第 3 項改正)

○淘汰命令制度導入により淘汰命令を履行した家畜の所有者にも生計安定資金支援(第 49 条第 1 項改正)

* 長官も現行第 52 条により市、郡、区に淘汰命令緊急措置可能

□ 飼育制限命令を受けなかった農家のうち経営悪化など理由で廃業する農家に対しても廃業支援金支援(第 48 条の 2 新設)

農食品部関係者は今回の法律改正を通じて“家畜防疫管理体系と農家支援体系”がより一層強化されると明らかにした。

以上